



令和元年5月15日

各 位

上 場 会 社 名 株式会社 高田工業所
代 表 者 代表取締役社長 高田 寿一郎
(コード番号 1966)
問 合 せ 先 責 任 者 総務部長 副島 淳一
(TEL 093-632-2631)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、令和元年5月15日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」に関し、令和元年6月25日開催予定の第72回定時株主総会において、下記のとおり付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 元号法（昭和54年法律第43号）に基づき、平成31年4月1日に「元号を改める政令」（平成31年政令第143号）が閣議決定され、同年5月1日より元号が「平成」から「令和」へと改元されたことに伴い、現行定款第16条の4、第16条の5及び定款別紙「新株予約権の内容及び数」⑥の規定を変更するものであります。
- (2) その他法令名称の変更等に伴い、現行定款第3条の規定を変更するものであります。

2. 変更の内容

別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための定時株主総会開催予定日	令和元年6月25日
定款変更の効力発生予定日	令和元年6月25日

以 上

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的) 第3条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ～2. (条文省略) 3. 「<u>労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律</u>」に定められた労働者派遣事業 4. ～10. (条文省略) <p>(E種株式の取得請求と新株予約権の交付) 第16条の4 E種株主は、平成21年から平成45年までの間、毎年の取得請求可能期間において、E種株式の取得を請求することができる。この場合、当社は、取得請求期間満了の日から1ヶ月以内に、当該E種株主またはE種登録株式質権者に対し、E種株式1株につき、別紙「新株予約権の内容および数」に定める内容の新株予約権5個を交付する。</p> <p>(E種株式の取得請求と現金の交付) 第16条の5 E種株主は、平成46年以降については、毎年の取得請求可能期間において、E種株式の取得を請求することができる。この場合、当社は、毎事業年度に、前事業年度における分配可能額の2分の1に相当する金額を上限として、取得請求期間満了の日から1ヶ月以内に、分配可能額の範囲内において、当該E種株主またはE種登録株式質権者に対し、1株につき、取得時の時価とE種基準価額との差額の7%に、800円をE種基準価額で除して得られる数を乗じた額の5倍の額の金員を交付する。ただし、E種株式1株に対し交付される金員の上限は1,000円とする。</p> <p>(定款別紙) 新株予約権の内容および数 ⑥ 新株予約権の権利行使期間 平成25年9月20日から平成45年9月19日まで(20年間)</p>	<p>(目的) 第3条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ～2. (条文省略) 3. <u>労働者派遣事業</u> 4. ～10. (条文省略) <p>(E種株式の取得請求と新株予約権の交付) 第16条の4 E種株主は、平成21年から令和15年までの間、毎年の取得請求可能期間において、E種株式の取得を請求することができる。この場合、当社は、取得請求期間満了の日から1ヶ月以内に、当該E種株主またはE種登録株式質権者に対し、E種株式1株につき、別紙「新株予約権の内容および数」に定める内容の新株予約権5個を交付する。</p> <p>(E種株式の取得請求と現金の交付) 第16条の5 E種株主は、令和16年以降については、毎年の取得請求可能期間において、E種株式の取得を請求することができる。この場合、当社は、毎事業年度に、前事業年度における分配可能額の2分の1に相当する金額を上限として、取得請求期間満了の日から1ヶ月以内に、分配可能額の範囲内において、当該E種株主またはE種登録株式質権者に対し、1株につき、取得時の時価とE種基準価額との差額の7%に、800円をE種基準価額で除して得られる数を乗じた額の5倍の額の金員を交付する。ただし、E種株式1株に対し交付される金員の上限は1,000円とする。</p> <p>(定款別紙) 新株予約権の内容および数 ⑥ 新株予約権の権利行使期間 平成25年9月20日から令和15年9月19日まで(20年間)</p>

以 上